

令和7年6月6日

令和7年度交付決定分のふくしま産業復興雇用支援事業事務委託（令和7年度から令和10年度）
公募型プロポーザル募集要領等に関する質問に対する回答

福島県商工労働部雇用労政課

No.	該当ページ	質問事項	内 容	回 答
1	業務仕様書 P1	『3 活動拠点』	原状回復工事等を実施する場合、委託期間の途中で活動拠点を移転しても問題ないか。	県との協議により、業務の履行に遅滞が生じないよう必要な措置を講じたうえで、事業費の範囲内であれば問題ない。
2	業務仕様書 P5	『5 委託業務の範囲 （2）運営業務 オ（ウ）、カ（ウ）』	費用について『受託者が負担する。』とそれぞれ記載あるが、契約額の範囲内であれば、事業費としてご請求が可能な経費という理解で問題ないか。	お見込みのとおり。
3	業務仕様書 P5	『7 契約に関する条件等 （1）本事業の引き継ぎ』	『受託者は、委託業務に係る契約終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、対象事業所の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めること。』と記載あるが、具体的にどのような引き継ぎが想定されるかお示し頂きたい。また、契約終了後でもあることから引き継ぎ時の人件費・経費の取扱いについてもお示し頂きたい。	委託業務に係る契約終了後、県と他者において類似の契約を新たに締結する場合、原則として他者に対する業務指示等は仕様書及び県と他者との協議により行う。 ただし、その他やむを得ず受託者から他者への引継ぎを要するものが生じた場合、引継ぎを求める可能性があり、その場合の引継ぎ時の経費等の取扱いについては、県と受託者において別途協議の上決定する。

No.	該当ページ	質問事項	内 容	回 答
4	業務仕様書 P8	『10 その他 (2) 留意事項 ア 成果の帰属』	『本件委託業務により得られた成果は、開発したシステムを含め、原則として県に帰属するものとする。』と記載あるが、契約終了時の引き渡し時期や方法についての協議時期を具体的にお示し頂きたい。 また、引き渡しに要する人件費・経費について、事業費としてご請求が可能な経費という理解で問題ないか。	履行期間後は、委託業務により得られた成果をすべて県に引き継ぐことになるが、引継ぎの具体的な時期、方法、経費負担等については、受託者と協議の上決定する。
5	業務仕様書 別紙 1	『事務処理件数について』	『1 支給決定業務に係る支給決定時期において事業所数 330』と記載あるが、申請件数が上回った場合、対応方法や納品時期についてご相談は可能か。	申請件数等の状況に応じて、県と受託者において別途協議を行うことは可能である。
6	業務仕様書 別紙 2	『ふくしま産業復興雇用支援助成金（令和 7 年度交付決定分）の支払計画について』	『最終年度は事業の期間最終日までに審査を終了した事業所に対して「決定通知書」を送付するものとする。』と記載あるが、送付対象は、事業の期間最終日までに「決定通知書」の送付準備が完了した事業所とする認識で問題ないか。	お見込みのとおり。